

## 運営規程(案)及び傍聴要領(案)について

- 1 福島県子ども・子育て会議運営規程(案)
- 2 福島県子ども・子育て会議傍聴要領(案)

# 福島県子ども・子育て会議運営規程（案）

## （目的）

第1条 この規程は、福島県子ども・子育て会議条例（平成25年12月17日福島県条例第88号、以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、福島県子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営について定めることを目的とする。

## （部会）

第2条 会議に次の部会を置く。

名 称	委 員 数	所 掌 事 項
計 画 部 会	1 1 名以内	子ども・子育て支援法第77条第4項各号に掲げる事務に関する事項
認定こども園部会	5 名以内	認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項に定める事項

- 2 会議は、計画部会の所掌事項について、条例第7条第6項に基づき計画部会の決議をもって会議の議を経たものとする。
- 3 会議は、認定こども園部会の所掌事項について、条例第7条第6項に基づき認定こども園部会の決議をもって会議の議を経たものとする。

## （緊急措置）

第3条 緊急やむを得ない事由のあるときは、部会長は、文書をもって当該部会の会議に代えることができる。

## （会議の公開）

第4条 会議は、原則として公開とする。ただし、次に該当する場合は、非公開とするものとする。

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項に定める事項に関する審議を行う場合
- 2 前項の規定にかかわらず、会議を公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益若しくは公共の利益を害するおそれがある場合又は当該会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合にあつては、審議会の決定により会議を非公開とすることができる。
- 3 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行う。この場合の必要な手続等については別に定める。

(庶務)

第5条 会議の庶務は保健福祉部自立支援総室子育て支援課において処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則

この規程は、平成26年2月5日から施行する。

# 福島県子ども・子育て会議 傍聴要領（案）

## 1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに氏名、住所を所定の用紙に記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますが、会場の広さの制約がございますので、傍聴者が多数の場合、入室をお断りすることがあります。

## 2 傍聴に当たって守るべき事項

会議を傍聴されるに当たっては、次の事項を守ってください。

- ア 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
- イ のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- ウ 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- エ 談話をし、又は騒ぎ立てるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- オ 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- カ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、座長（又は部会長）の許可を得た場合は、この限りでない。
- キ その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

## 3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は係員の指示に従ってください。御不明な点は係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会場の秩序維持ができなくなった場合、及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

# 傍 聴 受 付 簿

日時			
場所			
No	氏 名	住 所	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			